

高松市ケアプランデータ連携システム導入支援業務委託仕様書（案）

1 業務名

高松市ケアプランデータ連携システム導入支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

3 事業目的

高松市内の介護サービス事業所（以下、「事業所」という。）における、公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム（以下、「連携システム」という。）」の導入及び活用を促進するため、連携システムの導入を支援し、介護現場の業務効率化を推進する。

4 履行場所

高松市内の介護サービス事業所等

5 業務内容

（１）連携システム未導入の事業所に対する導入の伴走支援

ア 対象事業所数

80事業所を想定している。

委託者が指定した事業所とし、事業所の名称、所在地、連絡先等は委託者が提供する。

イ 具体的な支援内容

以下の内容を含む支援を、事業所に直接的に介入して実施するものとする。なお、訪問回数は1事業所当たり2回程度、訪問人数は2名程度とし、支援する事業所の実情等に合わせ、直接訪問によらず、Zoom等によるオンラインによる支援も可とする。なお、訪問の日程調整は受託者が行うこと。

- ① 事業所のパソコンやタブレット等の連携システム対応状況の確認
- ② 介護報酬請求用の電子証明書インストール支援
- ③ 連携システムのインストール支援
- ④ 連携システムのセットアップ支援
- ⑤ 連携システムの操作方法のレクチャー 等

（２）訪問事業所へのアンケート配布及び回答勧奨

（１）で訪問した事業所に対して、委託者が作成したアンケートを配布し、回答勧奨を行う。

（３）業務報告

本業務の成果物として、以下のとおり納品すること。

業務報告書 1部

導入支援した事業所名、サービス種別及び所在地並びに訪問日時、支援内容等及び連携システムの導入状況を一覧表に整理し、紙媒体及び電子データ（PDF及びExcel）で納品すること。なお、導入支援した事業所へ訪問したことが分かる記録を整備し添付すること。

6 受託者の条件

以下の条件を満たす受託者に限るものとする。

- （１）連携システムの導入に必要なＩＣＴ機器の操作等に関して、知見のある者を配置できること。
- （２）個人情報及び情報セキュリティに関する適切な管理体制を有していること。

7 その他

- （１）受託者は、委託者との連絡調整、業務の進捗管理を行う業務責任者を配置すること。
- （２）支援の際には「連携システムフリーパスキャンペーン」について推奨すること。
- （３）本業務に係る一切の費用については、受託者が負担するものとする。ただし、事業所が連携システムを導入するため必要な機器等やライセンス料などについては受託者の負担は発生しない。
- （４）委託者は、受託者に対し、本業務について随時報告を求め、また調査を行い、改善の必要があると認められるときには、是正を求めることができるものとする。
- （５）本業務の実施において、いかなる場面においても自社の宣伝活動は行わないこと。
- （６）受託者が、業務を一括して第三者に委託することは禁止する。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うものとする。なお、再委託先に対して、業務遂行上、必要に応じて、委託者の監督職員が直接に報告を求める場合がある。
- （７）受託者は、本業務の実施に当たっては、受託者の責任の下に実施し、履行中に起きた事故等についての責は受託者が負うものとする。
- （８）受託者の瑕疵により、本業務の遂行上、訪問先の事業所のＩＣＴ機器等に故障等の損害を与えた場合は、受注者が当該機器等の修繕等に係る費用を負担すること。
- （９）本業務の実施に当たって取得した個人情報がある場合は、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないよう、適正な安全管理措置を講じること。
- （１０）受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後においても同様とする。
- （１１）本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。